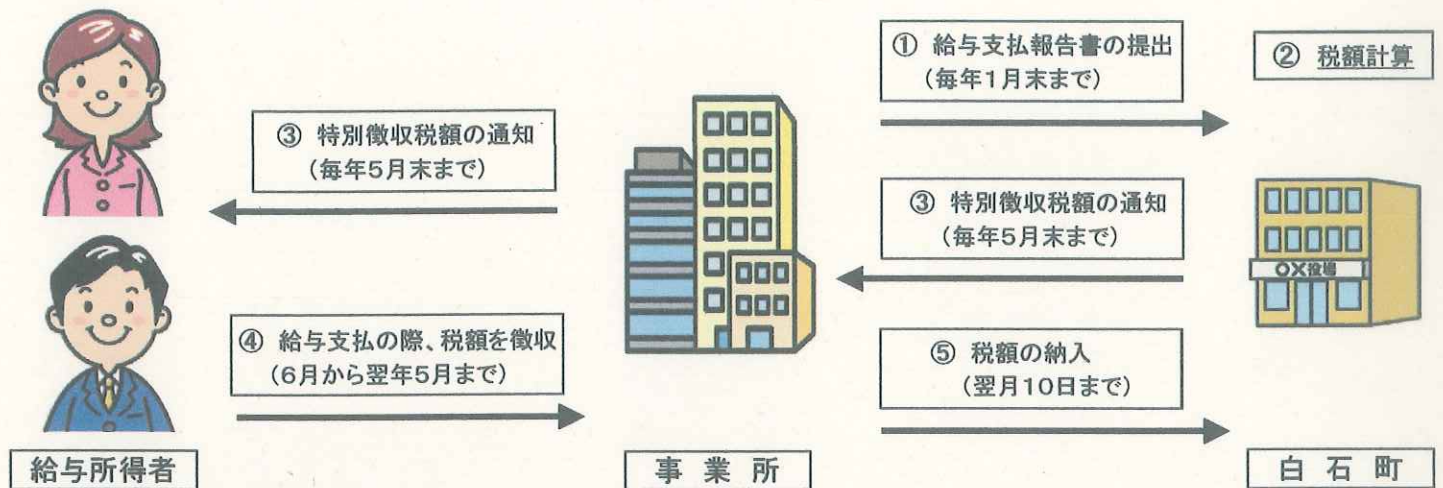


給与からの個人住民税引き落とし(特別徴収)のながれ



① 給与支払報告書の提出(毎年1月末まで)

給与支払報告書を白石町に提出する際、総括表の「報告人員の特別徴収(給与天引の人)」の欄に人数を記載してください。

② 税額の計算

白石町において、各事業所より1月末までに提出いただいた給与支払報告書を基に、各従業員の税額を計算します。

③ 特別徴収税額の通知(毎年5月末まで)

白石町から、各事業所へ「特別徴収税額の決定通知書」(事業所用・従業員用)と納入書を送付しますので、「特別徴収税額の決定通知書」(従業員用)については、該当する従業員に配布していただきます。

④ 給与支払の際、税額を徴収(6月から翌年5月まで毎月)

③で送付しました、「特別徴収税額の決定通知書」に記載された税額を、毎月の給与支払の際に天引きしていただきます。

⑤ 税額の納入(翌月10日までに) ※従業員10人未満の事業所は、納入を年2回とする納期限の特例もあります

④で天引きしていただいた税額を翌月10日までに、③で送付しました納入書により、白石町に納入していただきます。

⚠ 注意点について

◎ 従業員が退職・休職された場合

給与からの天引き(特別徴収)を行っている従業員が、年度の途中で退職・休職等されて、給与からの天引きが出来なくなった場合は、速やかに、所定の異動届出書を白石町税務課に提出していただく必要があります。

◎ 給与からの天引き(特別徴収)ができない場合があります

次のような従業員については、給与からの天引きが出来ないと思われるので、給与支払報告書を区別して提出していただく必要があります。

(例)

- ・他から支給される給料から個人住民税が引かれている
- ・一時的な雇用で、翌年の給与からの天引きが不可能である
- ・給与が毎月支給されない